

在宅医療推進会議

日本薬剤師会の取り組みについて

平成28年2月4日

公益社団法人 日本薬剤師会

常務理事

有澤 賢二



Japan Pharmaceutical Association

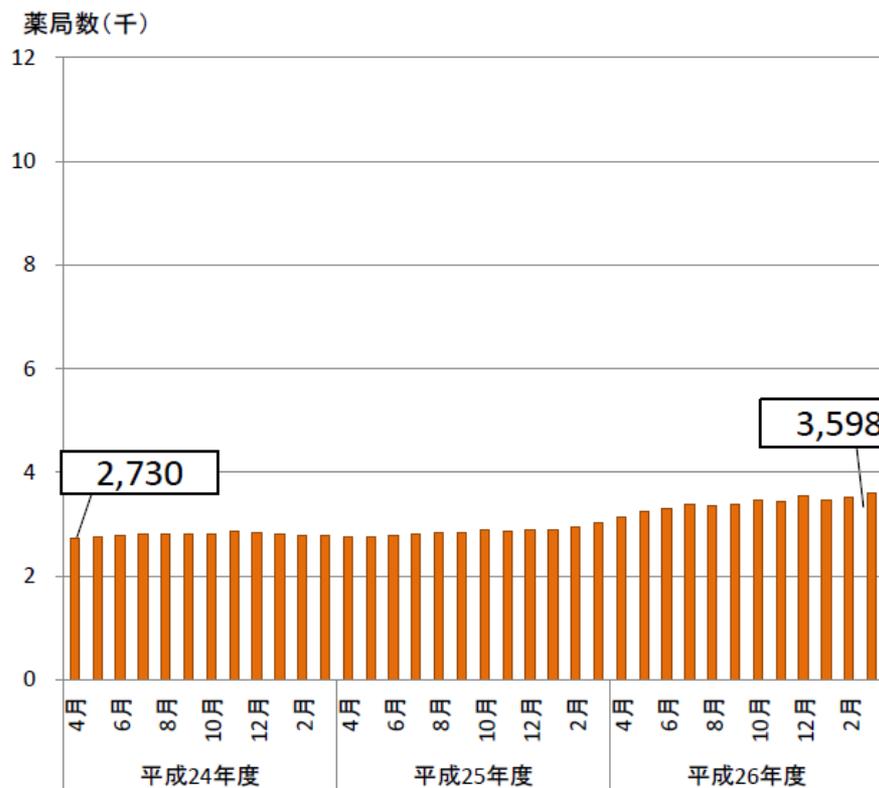
在宅医療に関する日本薬剤師会の取り組み

- 薬剤師の関与を必要とする在宅患者に過不足なく訪問薬剤管理指導を提供できる地域体制を整備し、医療・介護関係者、行政、地域住民に情報提供すること
- 地域で必要とされる医薬品（麻薬、無菌製剤、材料等）の供給体制を確保すること
- 720地域薬剤師会において、地域包括ケアにおける在宅チーム医療の一員として、かかりつけ機能を有する薬局・薬剤師が医療・介護専門職種と連携すること
- 訪問薬剤管理指導業務のアウトカム品質を向上するための研修体制を整備すること

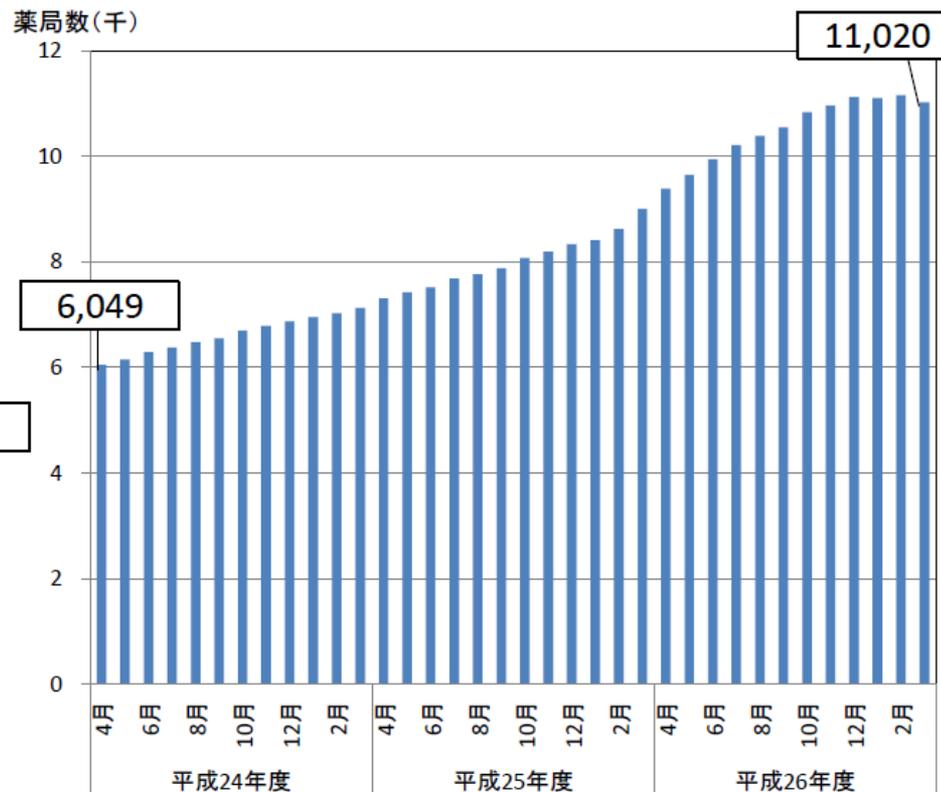
在宅患者に対する訪問薬剤管理を行う薬局数の推移

○在宅業務を実施している薬局が増加している。

在宅患者訪問薬剤管理指導料算定薬局数(医療保険)



居宅療養管理指導費算定薬局数(介護保険)

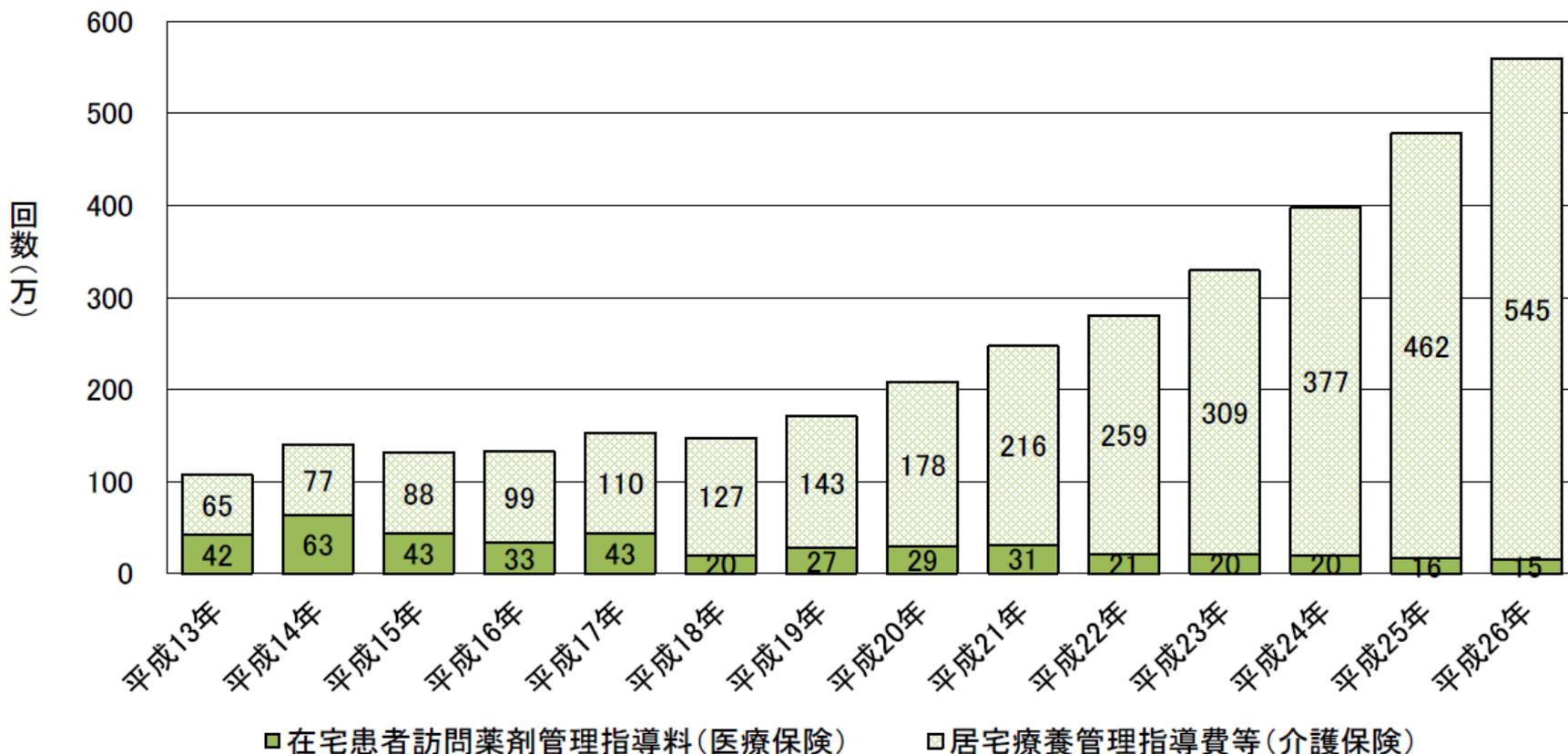


注) 在宅療養を行っている患者に係る薬剤管理指導については、対象患者が要介護又は要支援の認定を受けている場合には介護保険扱いとなり、認定を受けていない場合には医療保険扱いとなる。

(出典) 「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課)特別集計、「介護保険総合DB」(月ごとに算定した薬局数を集計)(老健局老人保健課)

薬局における在宅患者訪問薬剤管理指導の実施状況

○介護保険における「居宅療養管理指導」に係る算定回数が伸びており、全体として薬剤師による在宅における薬剤管理は進んでいる。



注) 在宅療養を行っている患者に係る薬剤管理指導については、対象患者が要介護又は要支援の認定を受けている場合には介護保険扱いとなり、認定を受けていない場合には医療保険扱いとなる。

出典) 社会医療診療行為別調査及び介護給付費実態調査を基に医療課で作成

「薬局の求められるべき機能とあるべき姿」における主な機能

求められる 機能

【許可】

- 保険薬局や各種公費負担制度の指定
- 麻薬の小売
- 医療機器の販売

【開局時間】

- 日中8時間以上
- 休日や夜間対応

【薬学的管理】

- 残薬確認、残薬解消の取組
- 定期的な服薬状況、副作用等の確認

【在宅医療】

- 在宅での薬剤管理指導
- 多職種との情報共有、連携

【構造・設備】

- 広い調剤室、待合室
- バリアフリー
- プライバシー配慮
- 全面禁煙
- 無菌調剤設備

【備蓄・供給】

- 地域ニーズに応じた医薬品の供給（一般用・要指導医薬品含む）
- 医療、衛生材料の販売
- 介護用品の販売

【後発品】

- 数量シェア6割以上

【健康情報拠点】

- 健康や介護、生活習慣全般等に関する相談応需

【地域医療】

- 地域保健医療への貢献
- 災害時の医薬品の供給拠点機能
- 不要医薬品、使用済み注射針の回収

【人的機能】

- 生涯学習への積極的な取組



【その他】

- 副作用等の報告

「薬局の求められるべき機能とあるべき姿」の公表について（平成26年1月21日薬食総発0121第1号）



薬局の現状の問題点

- 一般用医薬品を取り扱わない薬局が多数
- 薬局の業務も処方箋に基づく調剤業務が殆ど
- 地域の健康づくりの拠点になるような取組が不十分
- 医薬分業についての十分な理解が得られていない

「日本再興戦略」改訂2014の中短期工程表（平成26年6月閣議決定）

- ① 薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進
- ② 充実した相談体制や設備等を有する薬局を住民に公表する仕組みの検討

薬局・薬剤師を活用したモデル事業の推進

委託先：都道府県（再委託可）

- 平成26年度の事業を踏まえた事業を展開
セルフメディケーションに効果的な事業の**充実・発展**

<平成26年度モデル事業の例>

- ◇一般用医薬品等の適正使用に関する相談窓口の設置や適正使用に関する啓発資材の作成・配布
 - ◇セルフメディケーション推進のためのセミナーの開催（食生活、禁煙、心の健康、高齢者、アルコール、在宅医療）
 - ◇血圧計などの検査機器を用いた健康チェックを行う体制の整備
 - ◇薬の適正使用、健康づくり等に役立つ「電子版お薬手帳」の普及
- etc.

【事業例】

平成26年度事業を踏まえ、
・把握できた課題の改善
・事業規模の拡大
（内容や対象薬局数の拡大、他都道府県との連携 など）
・他都道府県の事業の導入
etc.

充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討

- 健康情報拠点としてふさわしい薬局（健康ナビステーション（仮称））の**基準の作成等**

【健康ナビステーション（仮称）概要】

- ①すべての医薬品供給拠点
- ②住民の健康相談応需機能
- ③住民自らの健康づくりの支援機能
- ④かかりつけ医やケアマネージャーなど多種との連携
- ⑤在宅医療の取り組み

【基準案】

- ・健康相談体制・設備
- ・要指導・一般用医薬品の販売体制
- ・他機関との連携 etc.



より効果的な取組を全国展開し、
国民が健康ナビステーション（仮称）に容易にアクセスできるようにすることで
国民のセルフメディケーションの推進を図る。

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

○患者が医薬分業のメリットを十分に感じられるようにするためには、日頃から患者と継続的に関わることで信頼関係が構築され、薬のことについて、いつでも気軽に相談できる「かかりつけ薬剤師」がいることが重要。

○「かかりつけ薬剤師」がその役割を発揮できるようにするため、薬局は、業務管理や構造設備の確保、品質管理棟を適切に行うことが求められる。

○「かかりつけ薬剤師・薬局」が備えるべき機能の詳細については、主な機能としては、以下の3つが考えられるのではないかと。

- ①患者の服用歴や現在服用中の全ての薬剤に関する情報等を一元的に管理する機能
- ②24時間対応、在宅対応を行える機能
- ③かかりつけ医を始めとした医療機関との連携機能

健康サポート薬局の要件について

○健康づくり支援薬局(仮称)の定義や要件に関するこれまでの議論を踏まえ、以下の観点から、検討会として取りまとめる具体的な要件の考え方を整理する。

1 かかりつけ薬剤師・薬局として基本的機能

- (1) 服薬情報を一元的に管理する機能
- (2) 24時間対応、在宅対応を行える機能
- (3) かかりつけ医を始めとした医療機関との連携機能

2 積極的な健康サポート機能

- (1) 地域における連携体制の構築
- (2) 薬剤師の資質
- (3) 薬局の設備
- (4) 薬局における表示
- (5) 医薬品の供給体制
- (6) 開局時間
- (7) 健康相談・健康づくり支援

かかりつけ薬局と健康サポート薬局 (考え方の整理)

かかりつけ薬局	健康サポート薬局
<ul style="list-style-type: none"> ●患者を中心とした考え方(患者が選ぶもの) ●患者とのパーソナルな関係性 	<ul style="list-style-type: none"> ●社会リソース ●薬局機能、薬剤師職能を地域で活用する仕組み
<ul style="list-style-type: none"> ●医薬品の一元的・継続的管理(外来から在宅まで) ●患者に必要な医薬品の過不足ない供給 ●医薬品等に関する相談や健康相談への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●かかりつけ薬局としての機能は当然有する ●地域の保健・医療・介護等と連携した、より積極的な健康情報等の発信や健康相談窓口・相談対応機能 ●地域住民のニーズに応える医薬品・衛生用品等の供給
<ul style="list-style-type: none"> ●薬局としての基本的役割 	<ul style="list-style-type: none"> ●これからの社会により求められる役割

■かかりつけ薬局

「かかりつけ薬局」とは、地域に必要な医薬品等の供給体制を確保し、その施設に従事する「かかりつけ薬剤師」が、患者の使用する医薬品の一元的かつ継続的な薬学管理指導を行っている薬局。(日本薬剤師会・平成27年9月16日)

■健康サポート薬局

健康サポート機能※を有する薬局は、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を備えた薬局のうち、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局。(厚生労働省「健康サポート薬局のあり方について」・平成27年9月24日)

※健康サポート機能: かかりつけ薬剤師・薬局が、地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援すること。



かかりつけ薬局と健康サポート薬局 (機能面での整理)

かかりつけ薬剤師・薬局(かかりつけ機能)

- 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- 24時間対応・在宅対応
- かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化



健康サポート機能

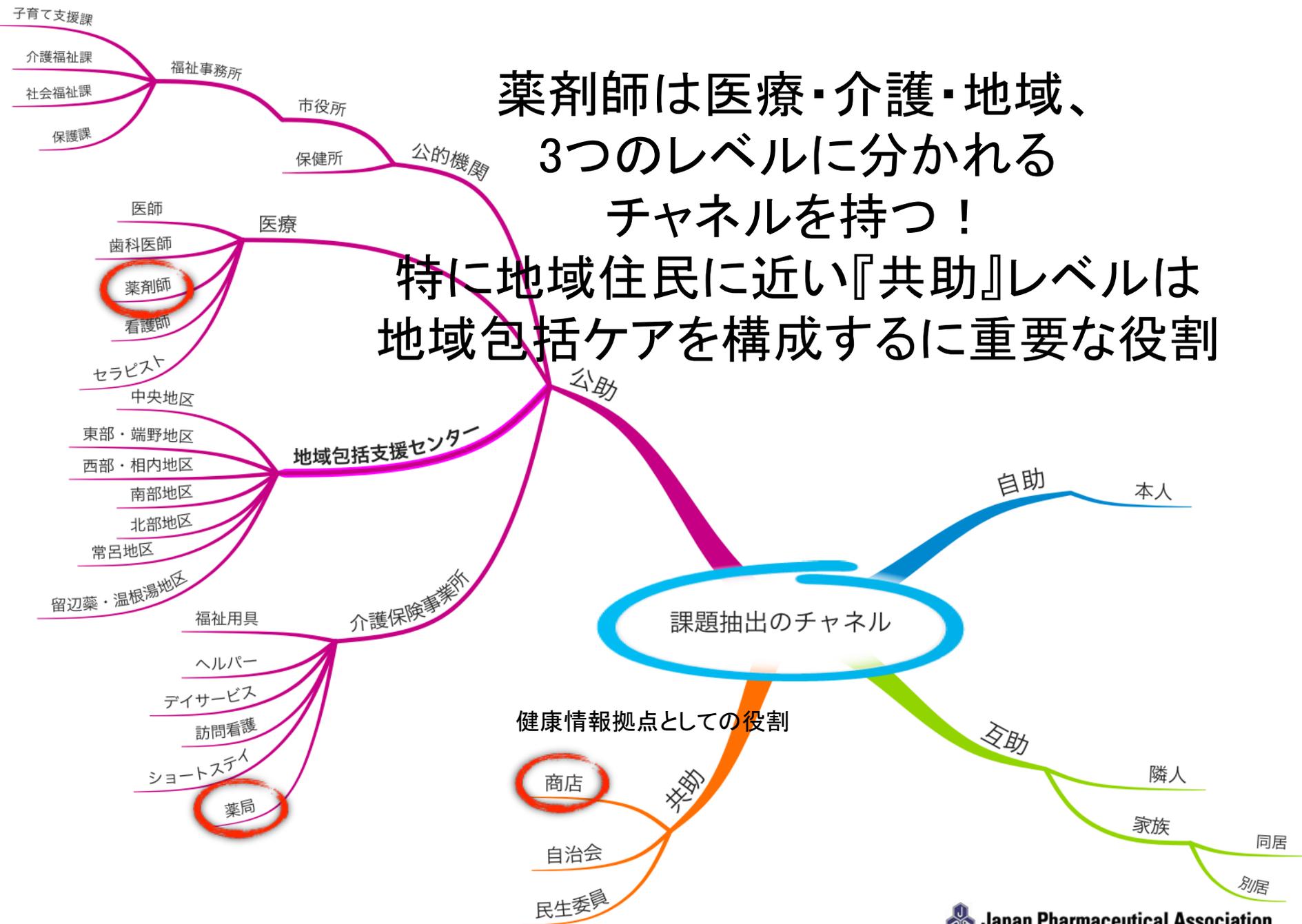
- 医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行うこと
- 健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じ、かかりつけ医を始め適切な専門職種や関係機関に紹介すること
- 地域の薬局の中で率先して地域住民の健康サポートを積極的かつ具体的に実施すること
- 地域の薬局への情報発信、取組支援等を行うといった積極的な取組を実施すること 等

健康サポート薬局



薬剤師は医療・介護・地域、 3つのレベルに分かれる チャンネルを持つ！

特に地域住民に近い『共助』レベルは 地域包括ケアを構成するに重要な役割



在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

（ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（カ）医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

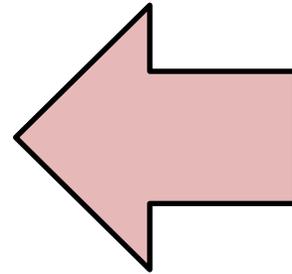
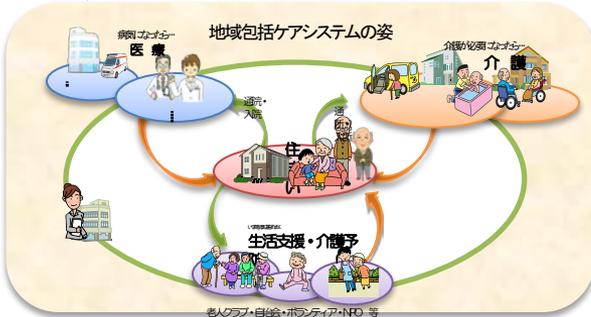
地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師が担うべき役割

○ 地域包括ケアシステムにおける薬局の役割は、大きく分けて以下の3つ。

- ① 地域住民への適切な医療を提供する役割(在宅、外来医療における適切な薬物療法)
- ② 地域住民の健康の維持・増進を推進する役割(セルフメディケーションの推進)
- ③ ファーストアクセスとしての種々の相談を受け付ける役割(医療・介護の相談窓口)

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような、地域の包括的な支援・サービス提供体制システム



かかりつけ薬局

- 最適な薬物療法を提供する**医療の担い手**としての役割
- 医療の質の確保・向上や医療安全の確保の観点から、**医療機関等と連携してチーム医療**を積極的に取り組む
- 在宅医療において、**地域における医薬品等の供給体制や適切な服薬支援を行う体制の確保・充実への取り組み**
- 医薬品や医療・衛生材料等の提供拠点としての役割に留まらず、**後発医薬品の使用促進や残薬解消**といった**医療の効率化**について、より積極的な関与
- セルフメディケーションの推進のために、**地域に密着した健康情報の拠点**として積極的な役割
- 患者の治療歴のみならず、**生活習慣も踏まえた全般的な薬学的管理**に責任

※「薬局の求められる機能とあるべき姿」より



(1) 薬物療法の提供機能

- 在宅医療、外来医療における適切な薬物療法の提供(主治医と連携した服薬管理、有効性、副作用モニタリング、残薬管理など)

(2) 健康の維持・増進機能

- OTC、衛生材料、健康食品等を含めたセルフメディケーションの提供

(3) ファーストアクセス

- 栄養相談
- 健康相談
- 介護、医療相談窓口

薬局薬剤師の地域連携

想定される連携先

医師、歯科医師、病院等の薬剤師、看護師（訪問看護師）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士 等

介護支援専門員、訪問介護員等

地域包括支援センター、行政、社会福祉協議会、市民団体 等

メディカルソーシャルワーカー（MSW）、民生委員、地域住民、家族 等

退院時や在宅でのカンファレンスにおいても連携

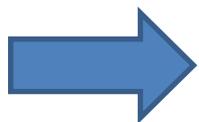
チームアクセスでの医薬分業

在宅医療

- 地域で顔の見える連携
- 残薬整理による医療経済への貢献

地域包括ケアへの参画

- 他職種と連携

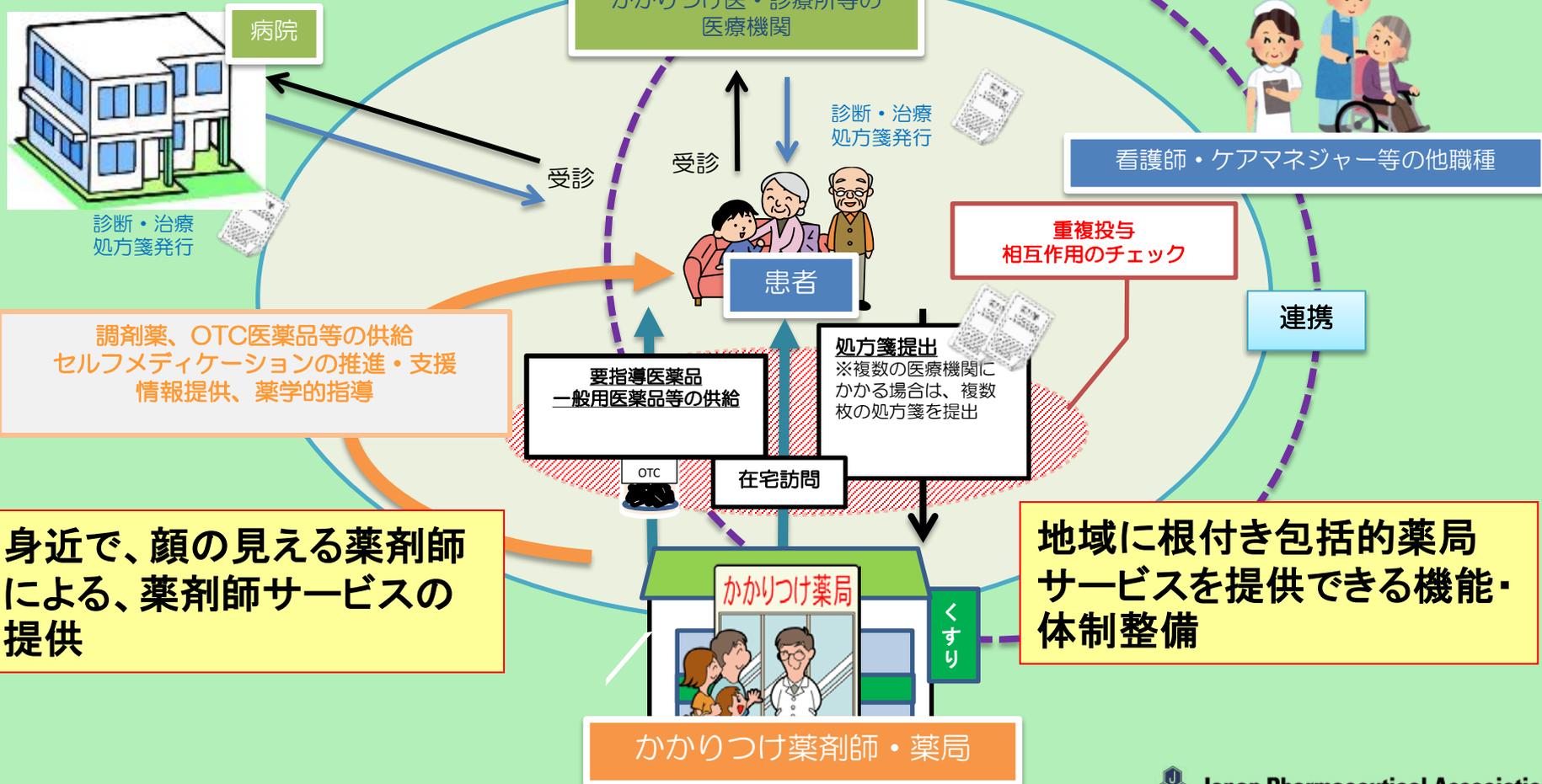


他職種との連携・分業で薬剤師の専門性
発揮を

かかりつけ薬局による医薬品の一元的管理

住民・患者が信頼
できる薬剤師・薬局
を評価して選択

薬剤師の専門性に基づく
サービス・アウトカムの提供



「患者のための薬局ビジョン」

～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

健康サポート機能

健康サポート
薬局

- ☆ 国民の**病気の予防**や**健康サポート**に貢献
 - ・要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
 - ・健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介等

高度薬学管理機能

- ☆ **高度な薬学的管理ニーズ**への対応
 - ・専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援等

かかりつけ薬剤師・薬局

服薬情報の一元的・継続的把握

- ☆ **副作用や効果**の継続的な確認
- ☆ **多剤・重複投薬**や**相互作用の防止**
- ICT(電子版お薬手帳等)を活用し、
 - ・患者がかかる**全ての医療機関の処方情報を把握**
 - ・一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

24時間対応・在宅対応

- ☆ **夜間・休日、在宅医療**への対応
 - ・**24時間**の対応
 - ・**在宅患者**への薬学的管理・服薬指導
- ※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

医療機関等との連携

☆ 疑義照会・
処方提案

☆ 副作用・服薬状況
のフィードバック

・医療情報連携ネット
ワークでの情報共有

☆ 医薬品等に関する相談
や健康相談への対応
☆ 医療機関への受診勧奨

3